

平成24年第1回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第4号）

平成24年3月19日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 議案第 1 1 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 2 議案第 3 号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 4 号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 5 号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第 6 号 スポーツ基本法施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 7 号 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 8 号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 9 号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 1 0 号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 1 2 号 指定管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について
- 第 1 2 議案第 1 4 号 指定管理者の指定について
- 第 1 3 議案第 1 5 号 指定管理者の指定について
- 第 1 4 議案第 1 6 号 指定管理者の指定について
- 追加日程第 1 議案第 8 号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第 2 議案第 9 号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第 3 議案第 1 0 号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第 4 議案第 1 2 号 指定管理者の指定について
(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)
- 追加日程第 5 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について

(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

追加日程第6 議案第14号 指定管理者の指定について

(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

追加日程第7 議案第15号 指定管理者の指定について

(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

追加日程第8 議案第16号 指定管理者の指定について

(いきいきふるさと常任委員会委員長報告)

第15 議案第25号 平成24年度中頓別町一般会計予算

第16 議案第26号 平成24年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算

第17 議案第27号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算

第18 議案第28号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算

第19 議案第29号 平成24年度中頓別町水道事業特別会計予算

第20 議案第30号 平成24年度中頓別町下水道事業特別会計予算

第21 議案第31号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計予算

第22 議案第32号 平成24年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算

○出席議員（8名）

1番 宮崎泰宗君	2番 細谷久雄君
3番 本多夕紀江君	4番 東海林繁幸君
5番 星川三喜男君	6番 山本得恵君
7番 柳澤雅宏君	8番 村山義明君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	野邑智雄君
教育長	米屋彰一君
総務課長	遠藤義一君
総務課主幹	神成和弘君
まちづくり 推進課長	小林生吉君
産業建設課長	中原直樹君
産業建設課参事	小林嘉仁君
産業建設課主幹	平中敏志君
保健福祉課長	石川篤君
保健福祉課主幹	吉田智一君

教 育 次 長	青 木 彰 君
会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国保病院事務長	柴 田 弘 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（村山義明君） 定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第4号のとおりです。

（午前10時00分）

◎議案第11号

○議長（村山義明君） 日程第1、議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を変更することの協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

42ページ、改正の要旨であります。上砂川町が本年4月より砂川地区広域消防組合に加入することとなり、それに伴い同町の消防関係に係る共同処理する事務は砂川地区広域消防組合が取り扱うことから、北海道市町村総合事務組合規約別表第2（第3条関係）の共同処理する団体を変更する必要が生じたためであります。

40ページ、本文であります。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2の1から7の項中「、上砂川町」を削る。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第11号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（村山義明君） 日程第2、議案第3号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第3号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第3号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

5ページの改正の要旨についてご説明をいたします。改正の要旨、現在下水道管理センターだけを公の施設と規定しておりますけれども、公の施設は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設であることから、直接住民が利用することがない下水道管理センターだけでなく、管渠やポンプ場を含めた公共下水道施設全体を公の施設とすることが適正であるため、重要な公の施設を下水道管理センターから公共下水道施設に改正するものでございます。

3ページと4ページの新旧対照表でご説明をいたします。ページ数は4ページになりますが、第2条第19号の下水道管理センターを公共下水道施設に改め、第3条第1号及び第4条第1号中の下水道管理センターを公共下水道施設にそれぞれ改めるものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案をいたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 重要な公の施設並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長(村山義明君) 日程第3、議案第4号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第4号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 遠藤総務課長。

○総務課長(遠藤義一君) 議案第4号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

9ページ、改正の要旨をごらんいただきたいと思います。今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年12月14日に、また経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律並びに地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年12月2日に公布されたことに伴い町税条例を改正するものであります。

まず、個人住民税関係につきましては、1、退職所得に係る個人住民税の10%税額控除を廃止するもので、平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当等から適用するものであります。町税条例附則第9条関係であります。

2、平成26年度から平成35年度までの間、個人住民税の均等割の税額、年額3,000円を500円引き上げ、3,500円とするものであります。東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき、平成27年度までに実施する政策のうち、全国的にかつ緊急的に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として均等割額を引き上げるものであります。町税条例附則第24条関係であります。

続いて、たばこ税関係でありますけれども、法人実効税率の引き下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するというものであります。道府県たばこ税1,000本につき現行1,50

4円を改正で860円に、市町村たばこ税1,000本につき4,618円を5,262円とするものであります。町税条例第95条関係であります。

なお、3級品の紙たばこに係る市町村たばこ税の税率について記載されておられませんけれども、平成25年4月以降に売り渡し等が行われた製造たばこから1,000本につき305円を引き上げるということになっておりまして、市町村たばこ税1,000本につき2,190円を2,495円とするものであります。

改正条例の内容を新旧対照表で説明をいたします。8ページであります。第95条、たばこ税の税率では、4,618円を5,262円に。

附則規定における第9条を削除。

第16条の2、たばこ税の税率の特例規定、旧3級品の紙たばこでは2,190円を2,495円に改正するものであります。

また、第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例規定では、第1項において法律条項の改正等に伴い規定内容の変更を、現行第2項を削除し、第3項を第2項として文言の整理を、第4項を削除し、第5項を第3項とするものであります。

第24条、個人の町民税の税率の特例等の規定を新たに設け、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の町民税に限り、均等割の税額は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算するというものであります。

7ページであります。附則、第1条、施行期日、この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)、附則第9条の改正規定、平成25年1月1日。

(2)、第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定、平成25年4月1日。

第2条、町民税に関する経過措置、平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等に係るこの条例による改正前の町税条例附則第9条に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

第3条、町たばこ税に関する経過措置、平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 個人住民税関係について3点ほど伺います。

向こう10年間の増、町民負担の増ということになりますけれども、10年間で1、2の改正によってどのぐらい予定されるのでしょうか。

それから、2点目ですけれども、均等割が町税でプラス500円と。では、道税のほうの均等割はどうなのでしょう。

3点目として、これにかかわっての当町の防災のための施策について伺います。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） まず、1点目の今後10年間における税収増をどの程度見込んでいますかということですが、大変申しわけありませんけれども、これに対する試算は私のほうでしておりませんので、改めまして試算をさせていただいてご報告をさせていただきます。

それから、2点目の均等割の500円に関する分、道税分はどうなるかということですが、道町民税でありますので、道税分としても500円負担がふえることとなります。よって、現在の均等割額、道税は1,000円、町民税については3,000円がそれぞれ1,500円、3,500円ということで5,000円になるということになります。

それから、均等割で得た収入に対する防災の施策でありますけれども、これにつきましてはきのう、おとといの一般質問の中でもありましたとおり、今後防災に関する諸計画を策定する中で住民の方々に有益な形で使っていくという形を考えているところであります。具体的な施策につきましては、今後十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 特に個人住民税の関係について反対する立場から討論を行いたいと思います。

被災地に限らない地方自治体の防災のための施策に要する財源確保が名目となっておりまして、一方で国のほうで大企業向けの法人税を引き下げたり不要不急の事業の見直しが行われていない、復興を口実にした庶民増税ではないかと思ひ、反対したいと思ひます。

また、今総務課長のご説明でわかったと思うのですが、均等割の課税が余りにも大き過ぎると思うのです。均等割のみ課税されている世帯も当町においては多いのではないかと思いますけれども、今まで両方合わせて4,000円だったのが5,000円、25%もの引き上げになります。

よって、これに関しては私は反対したいと思ひます。

○議長（村山義明君） 賛成の討論いらっしゃいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、反対の討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ないようですので、討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号を採決します。

お諮りします。本件は起立で採決をとりたいと思ひます。

原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(村山義明君) 賛成5人です。

起立多数で、本件は原案のとおり決することに決まりました。

◎議案第5号

○議長(村山義明君) 日程第4、議案第5号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第5号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(村山義明君) 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小林生吉君) 議案第5号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町手数料徴収条例(平成12年条例第24号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案趣旨でございまして、16ページをお開きいただきたいと思います。改正の要旨ですが、平成24年4月1日より、北海道から屋外広告物の許可等に関する事務の一切が移譲されるため、屋外広告物法及び北海道屋外広告物条例、同施行規則にのっとり、各種手続による手数料の徴収が生じるため、条例改正をするものであります。

また、別表1に引用していた法律の名称等について一部改正がおくっていたものがあって、その改正についてもあわせてさせていただくということであります。

新旧対照表でご説明をさせていただきたいと思います。13ページでありますけれども、第2条22号の次に新たに23号、北海道屋外広告物条例の規定に基づく屋外広告物の許可の申請手続に係る手数料といたしまして、ア、地上広告物、屋上広告物及び壁面広告物で発光装置又は照明装置を有しないものということで、1,300円という規定から次のページのコ、はり紙、50枚につき300円という各号の料金、手数料を定めるというものであります。

あわせて、第4条の第3項におきまして、別表が1つしかないところでありますので、別表1をただの別表に直すということ。それから、別表中でありますけれども、第16号、19号、21号、それぞれ法律が改正されても改正がなされていなかったということから、現在の法律であります、16号におきましては独立行政法人農業者年金基金法、第19号につきましては犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律、第21号におきましては社会保障協定の実施に伴う厚生年金法等の特例等に関する法律ということに改めるということであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単でありますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それぞれ手数料が何円、1,300円とか910円とかいろいろ書いてあるわけですが、この手数料というのは1回につきなのでしょうか、1種類につきなのでしょうか、それとも1年間につきなのでしょうか、その手数料の件。

それから、広告物の種類、いろんな広告物があると思うのですが、広告物といってもこういう種類のものは認められないというような規制があるのでしょうか。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 手数料に関しましては、基本的に1つの広告物に対しての手数料ということになります。ただ、例えば第1号であれば1回の許可で3年間とかというような、広告物によって年数とか1回当たりというような形で制定されているようなものもあるということになります。

あと、広告の規制については、当然すべてが認められるということではありませんので、許可申請に基づいて基準に該当しないものについては許可されないということになります。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） その基準の中身について、大まかなところを伺いたいと思って質問したのですが、どんな基準があるのでしょうか。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時25分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 申しわけありませんでした。

例えばすべての広告物の表示等ができない物件として街路樹であったり銅像や記念碑、それから煙突だとか橋梁、信号機、そういったところ、ほかにもたくさんあるのですが、そういったようなところはすべて禁止されるというようなことが一つの例としてございます。あと、かなり内容としては細かくなりますので、後で資料を提供させていただくことでご理解いただけないかと思います。

○議長（村山義明君） 本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 後から資料を出していただくようなことになって大変申しわけ

ないと思うのですけれども、今のお答えだと場所についての規制ですね。資料を出していただけたときに、場所以外に広告物の内容についての規制はあるのかどうか、その辺も出していただきたいと思います。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） そのようにしたいと思います。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） ちょっと単純過ぎて甚だ申しわけないのですが、これは北海道野外広告物条例そのものは生きているということですか。事務の一切が移譲された説明があるので、北海道野外広告物条例は生きているのかなというふうによっと疑念を持ったので。それで、料金に関しては町に入るのでしょうか。ちょっとそこら辺、説明願います。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 大変申しわけございません。

基本的には、この屋外広告物条例に基づいて規制する、許認可する事務については北海道の事務であるということになります。その北海道の事務を市町村に権限移譲して市町村が受けるということでありまして、北海道、ほぼ全市町村でこの権限については移譲を受けて市町村が事務を行うということでありまして、それに伴う委託に関する、事務権限の移譲の取り扱いに関するお金を道から若干いただいて、さらにこの事務に伴う収入については市町村の収入になるというものであります。

○議長（村山義明君） 柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） それでは、もう一度確認します。

そうすると、あくまでも事務手数料が入るだけで、ここに記載されている広告に関する、ずっと金額書いてありますよね。これらの金額は町村には入らないということですか。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） いいえ、これらの事務も町のお金に入ります。

○議長（村山義明君） 東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） 基本的なことで申しわけないのだけれども、これ言うなれば例えば町だとか道の公共施設等々に対するものであるわけでしょう、基本的には。例えば民間の塀や建物に対して張ったものをもらうということではないと思うので、その点からすると不思議なのは電柱とあるのだけれども、道は道立の発電所等があるので、そういう意味では道施設もあるのかなと思いつつながら、電柱、町は関係ありますか。そういったことでちょっとお伺い。

それと、そういう観点からすると、公共施設にも張り紙をしていいことになりますか。例えば公営住宅だとか公共施設について、その辺も伺いたい。

○議長（村山義明君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） この条例に基づく広告物の規制等に関しては、公

共施設に限らず民間の営業に関する看板のたぐいなどもすべて含んだ規制になります。ですから、すべての建物であつたり構築物が対象になるということでもあります。

それと、公共施設について、そういった看板等を設置する場合については、当然この条例による規制もありますし、もう一方では公共施設の設置者がそれを認めるかどうかという、そちら側の問題とあわせてあるのかなというふうに思います。

○議長（村山義明君） ほかにありませんか。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時34分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 中頓別町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（村山義明君） 日程第5、議案第6号 スポーツ基本法施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第6号 スポーツ基本法施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、教育次長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） 議案第6号 スポーツ基本法施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

スポーツ基本法施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

改正の要旨でございますが、20ページを見ていただきたいと思います。昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）が平成23年においてスポーツ基本法（平成23年法律第78号）に全面改正されたことにより、各条例における関係する引用法律名を整理するため改正するものであります。

19ページを見ていただきたいと思います。関係する条例ですけれども、新旧対照表で説明いたしますが、中頓別町体育館設置及び管理等に関する条例ということで、目的、第1条のところで現行スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）というふうになっておりますが、これをスポーツ基本法（平成23年法律第78号）に改正をします。

それから、中頓別町立学校施設の使用に関する条例がありますけれども、それも目的のところで、中ほどですけれども、現行スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）に基づきとありますところを、改正ではスポーツ基本法（平成23年法律第78号）に改正するものです。

附則、この条例は、公布の日から施行するというので、ちょっと関連でお話ししておきますけれども、教育委員会としては全面改正されたこのスポーツ基本法の目的、理念を実現するべく、本町におけるスポーツの推進を図っていくというふうに考えておまして、あわせて従来体育指導員設置規則を設けていたわけですけれども、これを改正して体育指導員からスポーツ推進委員ということで引き続き委嘱をしながら、平成24年度においてはスポーツ推進委員の方も含めたこの法律の意図するところを学びながら本町のさらなるスポーツ推進を図っていきたいというふうに考えております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 名称が変わるのはいいのですけれども、スポーツ振興法からスポーツ基本法に変わったと。それで、大変申しわけありませんけれども、私その法律の中を見ていないのであれなのですけれども、今推進委員の名称も出されましたけれども、この法律が変わることによって中身も変わっているところがあるのだらうと思うのです。それで、関係するほかの条例の中身あるいはほかでやっぱり改正していかねばならないようなものがないのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山義明君） 青木教育次長。

○教育次長（青木 彰君） スポーツ基本法ということに変わったことにおいて関係するうちの町の条例の改正等というところは、今のところといたしますか、ございません。先ほど申し上げた体育指導員の設置規則というのがあるので、これをスポーツ推進委員という名称に変えて、引き続き委嘱ができるという法律になっておりますので、4月以降そういう形にさせていただきたいなということです。

それと、全面改正ということですので、何がどういうふうに変ったかというところの読み取りは非常に難しいところがあります。それで、具体的に言われているところの大き

なところは、スポーツに関する基本理念ということがしっかりうたわれているということで、私も実は振興法がどういうふうにできていたかというところをちょっと読み込んでいないのですけれども、この新しい法律ではスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立ち、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において自主的かつ自立的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として推進するのだということをおうたっておりまして、あとは先ほど学校の施設の利用だとかというのは、学校に限らず社会教育体育施設として利用させなさいだとか、そういうものは変わっておりませんので、そういう理念のもとスポーツ推進を図っていくということが力強くうたわれているというふうに押さえております。よって、先ほどご説明したように、24年度に入ってということになりますけれども、そういうことを関係者で理解の上、この町にとってのスポーツ推進ということを改めてしっかり取り組んでいきたいと、そういう考え方しております。

○議長（村山義明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 スポーツ基本法施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第7号

○議長（村山義明君） 日程第6、議案第7号 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第7号 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第7号 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

25ページをお開きください。改正の要旨であります。児童福祉法の一部改正により障害児施設の見直しが行われ、入所による支援を行う施設と通所による支援を行う施設を明確にしたことから、北海道医療給付事業における知的障害児の通所に関する文言を削除するものであります。

23ページをお開きください。新旧対照表でご説明申し上げます。1点目は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表でございます。この第3条の2号に括弧書きで、現行では知的障害児通園施設に通所している者を除くとありますが、これを削除いたしましても、今度からは北海道医療給付事業の対象になるということでございます。今までは、この文言を入れておかないと、この第3条については除外規定でございますから、除外されないように入れていたのですけれども、今度からは児童福祉法の規定が改正されまして、新たにきちっとされたものですから、これを取っても今までどおり医療給付の対象になるということでございます。

同じように、次のページにいきまして、中頓別町乳幼児等医療費助成に関する条例新旧対照表につきましても、第3条の2号の同じ文言を削除いたすものであります。

22ページをお開きください。附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第7号の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号 児童福祉法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第10号、議案第12号～議案第16号

○議長（村山義明君） 日程第7、議案第8号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第9号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第9、議案第10号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第10、議案第12号 指定管理者の指定について、日程第11、議案第13号 指定管理者の指定について、日程第12、議案第14号 指定管理者の指定について、日程第13、議案第

15号 指定管理者の指定について、日程第14、議案第16号 指定管理者の指定についてを一括議題とします。

本件について順次簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第8号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については保健福祉課長、議案第9号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については産業建設課長、議案第10号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については病院事務長、議案第12号から16号までの5本の指定管理者の指定につきましては総務課長に説明をいたさせます。

○議長（村山義明君） 石川保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） 議案第8号についてご説明申し上げます。

議案第8号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

29ページをごらんください。改正の要旨であります。介護保険計画の策定期間に応じた年度に改めるものであります。これまでの介護保険計画、21年度から23年度を24年度から26年度とするものでございます。

○議長（村山義明君） 中原産業建設課長。

○産業建設課長（中原直樹君） 議案第9号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

34ページの改正の要旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が制定され、公営住宅法の入居者資格に係る規定が改正、同居親族要件の廃止でございますが、されたことに伴い、町営住宅の入居者資格に係る規定の改正が必要になったことから条例改正をするものでございます。

31ページの中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということで、第5条中入居者資格に関すること等初め、第6条第2項中まで改正をするものでございます。

附則として、この条例は、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、提案いたしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 柴田国保病院事務長。

○国保病院事務長（柴田 弘君） 議案第10号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

改正要旨、38ページですが、町国保病院では、平成22年9月から常勤医師1名体制のため、院長は外来、入院、救急などすべての診療に対応しなければならず、身体的にも精神的にも過重な状態が続いており、一方この1年間、医師確保のため各関係機関や人材

会社に対し医師紹介などの依頼をしまいましたが、今のところ見通しがつかない状況であり、医師の待遇改善を図り、医師確保や継続勤務につなげていくため改正するものがあります。

37ページ、新旧対照表、現行第3条3項1号、院長、月額10万円を15万円に、副院長、月額8万円を11万円に、医長、月額6万円を8万円に改正するものです。

附則、この条例は、平成24年4月1日から施行する。

以上で説明にかえさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（村山義明君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第12号 指定管理者の指定について。

下記の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、議案第16号までの指定管理者の指定についての5議案に関して総括的な説明をさせていただきます。今回の5議案につきましては、平成24年3月31日をもって指定管理期間が満了することに伴い、平成24年4月1日より新たに4年間の指定管理者を指定するものであります。今回の指定管理者の指定につきましては、議案第12号から議案第15号までは公募による手続により検討してまいりました。議案第16号、中頓別町社会教育施設等の施設については、公募によらない手続により検討してきたところであります。議案第13号、中頓別町山村交流施設と議案第14号、中頓別町ピンネシリ温泉につきましては、現在の指定管理者以外からの応募があったところであります。公募期間が終了した後、2月6日に指定管理者選定委員会を開催し、選定委員会としての考え方を取りまとめ、特に新たな応募があった施設について応募者の事業計画内容や予算内容について十分検討してまいりました。新たな応募者への期待をする意見も出されておりましたけれども、指定管理料に関して予定額を大幅に上回ることから懸念する意見が多く出されたことにより、町が指定管理者制度を導入する意味合い等を勘案して最終的にその内容を理事者に報告し、今回の指定管理者に関する議案となったところであります。

以上、議案第12号から第16号までの総括的な説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（村山義明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となりました議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号については、いきいきふるさと常任委員会に付託して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案

第14号、議案第15号及び議案第16号についてはいきいきふるさと常任委員会に付託して審査することに決定しました。

常任委員会審査のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午後 2時15分

○議長（村山義明君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（村山義明君） お諮りします。

ただいま議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号について、いきいきふるさと常任委員会委員長報告が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から第8として議題にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号及び議案第16号のいきいきふるさと常任委員会委員長報告を日程に追加し、追加日程第1から第8として議題とすることに決定しました。

◎議案第8号～議案第10号、議案第12号～議案第16号

○議長（村山義明君） 追加日程第1、議案第8号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、追加日程第2、議案第9号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、追加日程第3、議案第10号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、追加日程第4、議案第12号 指定管理者の指定について、追加日程第5、議案第13号 指定管理者の指定について、追加日程第6、議案第14号 指定管理者の指定について、追加日程第7、議案第15号 指定管理者の指定について、追加日程第8、議案第16号 指定管理者の指定について、いずれもいきいきふるさと常任委員会委員長報告を一括議題とします。

本件につきまして、いきいきふるさと常任委員会委員長の報告を求めます。

星川さん。

○いきいきふるさと常任委員長（星川三喜男君） 平成24年3月19日、中頓別町議会議長、村山義明様。

いきいきふるさと常任委員会委員長、星川三喜男。

いきいきふるさと常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、事件番号、議案第8号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、否決。議案第9号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、可決。議案第10号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果、可決。議案第12号 指定管理者の指定について、審査の結果、可決。議案第13号 指定管理者の指定について、審査の結果、可決。議案第14号 指定管理者の指定について、審査の結果、可決。議案第15号 指定管理者の指定について、審査の結果、可決。議案第16号 指定管理者の指定について、審査の結果、可決。

以上、報告いたします。

○議長（村山義明君） 報告が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより議案第8号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

反対の方から。ありませんか。

柳澤さん。

○7番（柳澤雅宏君） 議案第8号に関しては、介護保険計画が策定されておられませんので、この時点において条例の一部を改正することにはならないと思いますので、反対いたします。

○議長（村山義明君） 次に、原案の賛成の方。

東海林さん。

○4番（東海林繁幸君） この案件は、あくまでも計画の期間を直すというのが主たる提案でありますので、内容についての決定権が議会にあるわけでもありません。ただ、検討資料としては当然事前に見せていただいたほうが良いとは私も思いますけれども、案件の性格上、年度を変えるだけというふうにとらえてみれば、これは問題ないのかなというふうなことで、私は賛成です。

○議長（村山義明君） 反対の意見。

本多さん。

○3番（本多夕紀江君） 24年度は、3年に1度の介護保険見直しの年です。見直しの内容というのは、介護保険料が主な内容になって、それに付随して法律の改正や何かに伴って介護サービスの内容も変わるというものだと思うのです。したがって、この見直しの年に当たって介護保険サービスの内容もわからない、それから介護保険料の設定される根

拠もわからないという今の段階にあっては、賛成することはできないと思います。

○議長（村山義明君） 次に、賛成の方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 次に、反対の人。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） なければ、討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。

本件に対する委員長の報告は否決です。

したがって、原案について採決します。

議案第8号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山義明君） 起立少数です。

よって、議案第8号 中頓別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については否決されました。

これより議案第9号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号 中頓別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第10号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山義明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号 中頓別町国民健康保険病院の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第12号 指定管理者の指定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号 指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第13号 指定管理者の指定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号 指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第14号 指定管理者の指定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号 指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第15号 指定管理者の指定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号 指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第16号 指定管理者の指定について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号は委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号 指定管理者の指定については委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第25号～議案第32号

○議長(村山義明君) 日程第15、議案第25号 平成24年度中頓別町一般会計予算、日程第16、議案第26号 平成24年度中頓別町自動車学校事業特別会計予算、日程第17、議案第27号 平成24年度中頓別町国民健康保険事業特別会計予算、日程第18、議案第28号 平成24年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算、日程第19、議案第29号 平成24年度中頓別町水道事業特別会計予算、日程第20、議案第30号 平成24年度中頓別町下水道事業特別会計予算、日程第21、議案第31号 平成24年度中頓別町介護保険事業特別会計予算、日程第22、議案第32号 平成24年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計予算を一括議題とします。

本件について簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第25号の平成24年度中頓別町一般会計から議案第32号 平成24年度中頓別町後期高齢者医療事業特別会計までの8会計の平成24年度予算額の総額は41億662万8,000円であり、平成23年度当初予算額と比較をいたしますと1,910万6,000円、0.5%の減額といたしました。

簡単でありますけれども、説明にかえさせていただきます。

○議長(村山義明君) 説明が終わりましたので、これより一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となりました議案第25号から議案第32号までの8会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査

したいと思います。なお、当該委員会には、地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査権を委任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第32号までの8会計予算については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとし、当該委員会には地方自治法第98条第1項の規定による事務の検査権を委任することに決定しました。

お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託した議案第25号から議案第32号までの8会計予算については、会議規則第46条第1項の規定により、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山義明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号から議案第32号までの8会計予算については、今定例会の会期中に審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。

予算審査特別委員会設置のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時39分

○議長(村山義明君) 休憩前に戻り会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長(村山義明君) これで本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時39分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員